

とによる精神的苦痛があるが、その一方で、日常生活とその基盤の突然の喪失による混乱等という要素は基本的にこの段階では存せず、避難生活の不便さなどの要素も第1期に比して縮減すると考えられる。このような事情に鑑み、希望すれば大半の者が仮設住宅等への入居が可能となるなど長期間の避難生活のための基盤が形成され、避難生活の過酷さも第1期に比して緩和されると考えられることを考慮し、民事交通事訴訟損害賠償額算定基準（財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部）による期間経過に伴う慰謝料の変動状況も参考とし、一人月額5万円を目安とすることが考えられる。

イ 上記（4）ア（イ）について

屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域において屋内退避をしていた者は、自宅で生活をしているという点では避難のための立退き又は対象区域外での滞在を余儀なくされた者のような精神的苦痛は観念できないが、他方で、外出等の行動の自由を制限されていたことなどを考慮し、その損害額は一人10万円を目安とするのが妥当である。

（6） その他（11～14頁）

平成23年4月22日に屋内退避区域の指定が解除され避難指示等の対象外となった区域及び上記（1）カの区域からの避難費用のうち賠償の対象となる終期については、これらの区域における公共施設の復旧状況等を踏まえ、解除等期日から住居に戻るまでに通常必要になると思われる準備期間を考慮し、同年7月末までを目安とする。ただし、これらの区域に所在する学校等に通っていた児童・生徒等が避難を余儀なくされている場合は、同年8月末までを目安とする。

3 中間指針追補について（乙C1の2。以下では頁番号のみ記載した。）

中間指針追補では、自主的避難等対象者に係る損害について、次のとおり定めている。

（1） 対象区域（2、3頁）

本件原発からの距離、避難指示等対象区域との近接性、政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報、自主的避難者の多寡等を踏まえて、次の福島県内の市町村のうち、中間指針の対象区域を除く区域とする。

ア 県北地域

a c市、a h市、a a市、a i市、a j町、e q町、a b町、e m村

イ 県中地域

a e市、a f市、b r市、f p町、f q村、f r町、f s村、f t村、g a町、g b町、g c町、g d町

ウ e p地域

a g市、g j町

エ a d地域

a d市

（2） 自主的避難等対象者（4、5頁）

本件事故発生時に上記（1）の対象区域内に生活の本拠としての住居があった者。また、本件事故発生時に中間指針の対象区域内に住居があった者についても、中間指針で精神的損害の賠償の対象とされていない期間並びに子ども及び妊婦が上記

（1）の対象区域内に避難して滞在した期間（本件事故発生当初の時期を除く。）は、上記の者に準じて賠償の対象とする。

（3） 賠償額の見込み（6頁）

ア 自主的避難等対象者のうち子ども及び妊婦については、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として一人40万円を目安とする。

イ ア以外の自主的避難等対象者については、本件事故発生当初の時期の損害として一人8万円を目安とする。

ウ 自主的避難等対象者が避難した場合と、対象区域に滞在し続けた場合の損害額を同額と算定する。

エ 本件事故発生時に中間指針の対象区域内に住居があった者であって、中間指針追補の対象者に準じて賠償すべき者のうち、中間指針で精神的損害の賠償の対象とされていない期間がある者については、上記ア及びイの金額を勘案した金額とする。また、本件事故発生時に中間指針の対象区域内に住居があった者のうち子ども及び妊婦であって、中間指針追補の対象区域内に避難して滞在した期間がある者については、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として一人20万円を目安としつつ、これらの者が中間指針追補の対象となる期間に応じた金額とする。

（4） 賠償額の考え方（6～8頁）

自主的避難等対象者が受けた損害のうち、以下のものが一定の範囲で賠償すべき損害と認められる。

ア 放射線被ばくへの恐怖や不安により中間指針追補の対象区域内の住居から避難した場合（本件事故発生時に中間指針追補の対象区域外にお引き続き同区域外に滞在した場合を含む。）における以下のもの。

（ア） 避難によって生じた生活費の増加費用

（イ） 避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛

（ウ） 避難及び帰宅に要した移動費用

イ 放射線被ばくへの恐怖や不安を抱きながら中間指針追補の対象区域内に滞在を続けた場合における以下のもの。

（ア） 放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛

（イ） 放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分があれば、その増加費用

ウ アの（ア）ないし（ウ）に係る損害額並びにイの（ア）及び（イ）に係る損害額については、いずれもこれらを合算した額を同額として算定するのが、公平かつ合理的な算定方法と認められる。

エ 平成24年1月以降に関しては、今後、必要に応じて賠償の範囲等について検討する。

4 中間指針第二次追補について（乙C1の3。以下では頁番号のみ記載した。）

（1） 中間指針第二次追補では、原災本部が平成23年12月26日に「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を公表したことなどを踏まえて、避難等対象者の避難等に係る慰謝料の算定について、中間指針の内容が次のとおり変更されるなどした。

ア 中間指針の対象区域のうち避難区域及び計画的避難準備区域内に住居があった者について

（ア） 損害額の算定に当たっての算定期間の変更（3頁）

第2期を、避難指示区域見直しの時点（警戒区域又は計画的避難区域の指定が解除されて、避難指示解除準備区域、居住制限区域又は帰還困難区域が設定される時点）まで延長し、当該時点から終期までの期間を第3期とする。

(イ) 第3期における精神的損害及び生活費の増加費用の具体的な算定方法(3、4頁)

a 避難指示解除準備区域に設定された地域

一人月額10万円を目安とする。

b 居住制限区域に設定された地域

一人月額10万円を目安とした上、おおむね2年分をまとめて一人240万円の請求をすることができるものとする。ただし、避難指示解除までの期間が長期化した場合は、賠償の対象となる期間に応じて追加する。

c 帰還困難区域に設定された地域

一人600万円を目安とする。

(ウ) 算定に当たっての考え方(6頁)

a 避難指示解除準備区域に設定された地域

避難の長期化に伴う「いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛」の増大等を考慮し、また、避難指示解除準備区域は、比較的近い将来に避難指示の解除が見込まれることから、これまでと同様に月単位で算定することとした。

b 居住制限区域に設定された地域

避難の長期化に伴う「いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛」の増大等を考慮し、また、居住制限区域は、現時点で解除までの具体的な期間が不明であるものの、ある程度長期化すると見込まれることを踏まえ、基本的には月単位で算定することとしつつ、被害者救済の観点から、当面の損害額として一定期間分を想定した一括の支払を受けることができるものとするのが適当である。

c 帰還困難区域に設定された地域

帰還困難区域は、今後5年以上帰還できない状態が続くと見込まれることから、こうした長期にわたって帰還できないことによる損害額を一括して、実際の避難指示解除までの期間を問わず一律に算定することとしたが、この額はあくまでも目安であり、帰還できない期間が長期化するなどの個別具体的な事情によりこれを上回る額が認められ得る。

イ 中間指針の対象区域のうち緊急時避難準備区域内に住居があった者について(7、8頁)

中間指針の第3期における精神的損害及び生活費の増加費用の具体的な損害額の算定に当たっては、一人月額10万円を目安とする。

損害賠償の終期については、緊急時避難準備区域の指定が平成23年9月30日をもって解除されていること、この区域におけるインフラ復旧は平成24年3月末までにおおむね完了する見通しであること、その後も生活環境の整備には一定の期間を要する見込みであるものの、関係市町村において、平成24年度第2学期が始まる同年9月までには当該市町村の学校に通学できる環境が整う予定であること、避難者が従前の住居に戻るための準備に一定の期間が必要であることなどを踏まえ、平成24年8月末までを目安とする。

ウ 中間指針の対象区域のうち特定避難勧奨地点に住居があった者について(8～10頁)

中間指針の第3期における精神的損害及び生活費の増加費用の具体的な損害額の算定に当たっては、一人月額10万円を目安とする。

賠償終期については、特定避難勧奨地点の解除から3か月間を当面の目安とする。

(2) また、中間指針第二次追補では、自主的避難等対象者の損害のうち平成24年1月以降について、次のとおり定められた。(13、14頁)

ア 少なくとも子ども及び妊婦については、個別の事例又は類型ごとに、放射線量に関する客観的情報、避難指示区域との近接性等を勘案して、放射線被ばくへの相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準として、合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象となる。

イ 上記アによって賠償の対象となる場合において、賠償すべき損害及びその損害額の算定方法は、原則として中間指針追補で示したとおりとする。具体的な損害額については、中間指針追補の趣旨を踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて、合理的に算定するものとする。

5 中間指針第四次追補について(乙C1の4。以下では頁番号のみ記載した。)

中間指針第四次追補では、避難等対象者の避難等に係る慰謝料の算定について、中間指針及び中間指針第二次追補の内容が次のとおり変更されるなどした。

(1) 第3期において賠償すべき精神的損害の具体的な損害額について(4頁)

ア 帰還困難区域又はR町若しくはK町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域内に住居があった者については、中間指針第二次追補で帰還困難区域について示された一人600万円に1000万円を加算した額から、上記600万円を月額に換算した場合の将来分(平成26年3月以降)の合計額(ただし、通常範囲の生活費の増加費用を除く。)を控除した金額を目安とする。具体的には、第3期の始期が平成24年6月の場合は、加算額から将来分を控除した後の額は700万円とする。

イ 上記ア以外の地域については、引き続き一人月額10万円を目安とする。

(2) 算定に当たっての考え方(5～7頁)

ア 帰還困難区域又はR町若しくはK町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域内に住居があった者について

上記の者は、長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされたことによる精神的苦痛等を被っているものとして、これを一括して賠償することとした。

具体的な加算額の算定に当たっては、過去の裁判例及び死亡慰謝料の基準等も参考にしうえて、避難指示が本件事故後10年を超えた場合の避難に伴う精神的損害額(生活費増加費用は含まない。)の合計額を十分に上回る金額とした。また、中間指針第二次追補で長期にわたって帰還できないことによる損害額を5年分の避難に伴う慰謝料として一律に算定しているところ、このうち平成26年3月(中間指針第四次追補を受けて被告東電に対する損害賠償請求が可能になると見込まれる時期)以降に相当する部分は、長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等に包含されると考えられるため、その分を加算額から控除することとした。

イ 上記ア以外の地域に住居があった者について

この場合の損害額は、避難指示解除までの期間が長期化した場合には、賠償の対象となる期間に応じて増加するが、その

場合、最大でも上記アによる一括賠償の対象者の損害額の合計額までをおおむねの目安とする。

## 第6 被告東電の賠償基準

被告東電が策定・公表している賠償基準の内容は、次のとおりである。

- 1 第1期（本件事故発生時（平成23年3月）から6か月間）について  
一人月額10万円を目安とする。

ただし、この間、避難所等における避難生活等を余儀なくされた者については、避難所等において避難生活をした期間は、一人月額12万円を目安とする。（乙C40）

- 2 第2期（第1期終了後（平成23年9月）から避難指示区域見直しの時点まで）について

一人月額10万円を目安とする（乙C41）。

- 3 第3期（避難指示区域見直しの時点から終期まで）について

- (1) 中間指針第二次追補に基づく避難指示区域における精神的損害の賠償

ア 将来分を含めた一定期間の損害項目に対する賠償金を包括して請求する方式（包括請求方式）を被害者において選択できることとし、就労不能損害及び避難・帰宅等に係る費用と並んで、精神的損害の賠償（避難等に伴う生活費の増分を含む。）として、次のとおり賠償する（乙C43）。

- (ア) 帰還困難区域

一人当たり600万円（平成24年6月1日～同29年5月31日）

- (イ) 居住制限区域

一人当たり240万円（平成24年6月1日～同26年5月31日）

- (ウ) 避難指示解除準備区域

一人当たり120万円（平成24年6月1日～同25年5月31日）

イ ただし、避難指示の解除見込時期が決定された場合には、その期間に応じた金額を賠償し、また、避難指示解除までの期間が長期化した場合は、実際の解除時期に応じた金額を追加的に賠償する。

- (2) 中間指針第四次追補に基づく避難が長期化する場合の精神的損害の賠償

ア 本件事故発生時点において、帰還困難区域又はR町若しくはK町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域に住居があり、避難等を余儀なくされた者であって、避難指示区域見直し時点又は平成24年6月1日のうちいずれか早い時点において避難等対象者である者について、避難が長期化する場合の慰謝料として、一人当たり700万円を賠償する（乙C44）。

イ 本件事故発生当時、居住制限区域又は避難指示解除準備区域（ただし、R町及びK町を除く。）に住居があった者に対して、避難指示が解除された後の1年間について、避難等に係る慰謝料及びその他実費（避難・帰宅等に係る費用相当額及び家賃に係る費用相当額）を賠償する。このうち避難等に係る慰謝料については、避難指示解除後1年間について、請求者の選択により120万円の包括賠償又は3か月単位での賠償を行う。（乙C45）

- (3) 緊急時避難準備区域に住居があった者について

本件事故発生当時に緊急時避難準備区域に住居のあった避難等対象者に対しては、平成24年8月末まで一人月額10万円を賠償することとし、また、旧緊急時避難準備区域に早期に帰還し、又は本件事故発生当初から避難せずに滞在し続けた者に対しても、避難等対象者と同様に、平成24年8月末までを対象として月額10万円を賠償する（乙C27）。

- (4) 屋内退避区域及び地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（J市の一部区域）に住居があった者について

避難の有無を問わず、平成23年3月11日から同年9月末まで一人月額10万円（避難所等での避難の場合には同12万円）を賠償する（乙C27）。

- (5) 自主的避難等対象区域の居住者について

大人について一人当たり8万円、子ども・妊婦について最大で48万円（平成23年分として40万円、平成24年1月から同年8月までの分として8万円）を賠償する（弁論の全趣旨）。

## 第7 弁済の実施状況

原告25-25-1ないし25-25-4、26-39-2、26-55-1、27-38-3、27-68-1ないし3、27-69-1ないし27-69-4、27-72-1ないし27-72-3以外の原告らが、被告東電から別紙7の「弁済の抗弁として主張する額（平成31年3月4日時点）」欄記載の金額を受領したことは、上記原告らと被告東電との間で争いが無い。

証拠（乙C192、195）及び弁論の全趣旨によれば、原告25-25-1ないし25-25-4、26-39-2、26-55-1、27-38-3、27-68-1ないし27-68-3、27-69-1ないし27-69-4、27-72-1ないし27-72-3は、被告東電から別紙7の「弁済の抗弁として主張する額（平成31年3月4日時点）」欄記載の金額を受領したと認められる。

## 第8節 争点第6（損害）について

### 第1 総論

1 前記第7節における認定事実のとおり、本件原発の周辺に居住する住民らには、本件事故の結果、政府の指示等により発生時住所等からの避難を余儀なくされ、その後も帰還を制限された者が存在するところ、これらの者は、本件事故によって居住・移転の自由を侵害されたといえ、そのことに伴う精神的苦痛は損害賠償に値するといえる。また、政府の指示等はなかったとしても、その当時の事情を考慮して、通常人であればその場に留まることを選択することはなかったといえるような場合については、居住・移転の自由の侵害があったと認めることができる。

2 これに加えて、誰であっても、自己の選択した生活の本拠及びその周辺の地域コミュニティにおける日常生活の中で人格を発展、形成しつつ、平穏な生活を送る利益を有しているところ、この平穏な生活を送る利益は法的な保護に値するものといえ、その侵害に伴う精神的苦痛も、賠償の対象とされるべきものである。原告らは、本件事故によって、〈1〉放射能汚染のない環境下で、生命・身体を脅かされず生活する権利、〈2〉人格発達権、〈3〉居住・移転の自由及び〈4〉包括的生活利益としての平穏生活権を侵害されたとして、これらの侵害によって生じた損害のうち慰謝料の支払を求めているところ、

〈1〉、〈2〉及び〈4〉の法的利益は、平穏な生活を送る利益に包摂されているといえる。

そして、平穏な生活を送る利益が侵害されたといえるかどうかは、本件事故がその者の生活の本拠及びその周辺の地域コ

コミュニティに与えた影響の有無及びその程度を考慮して判断すべきであり、具体的には、当該生活の本拠への帰還の可否、当該生活の本拠のある一帯の地域での社会経済活動の状況、人口動態等の諸般の事情を総合的に考慮すべきである。そのうえで、侵害があったといえる場合に慰謝料の額を算定するに当たっても、上記の各事情等を考慮することになる。

3 原告らは、本件事故が発生した時にどこに居住していたかに関わらず、全ての原告について同額の慰謝料が認められるべきである旨主張する。しかしながら、上記1及び2で説示したところに照らすと、各原告らの発生時住所等に応じて、居住・移転の自由及び平穏な生活を送る利益の侵害の有無及びその程度は異なり得る。そして、生活の本拠の周辺コミュニティとして考慮すべき地域の範囲は、通常人の生活圏の範囲等に照らして少なくとも市町村単位を超えることはないといえるから、原告らについて、発生時住所等の市町村ごとに区別して判断するのが相当である。

第2 発生時住所等が福島県K郡N町及びR町にある原告ら（別紙1の「原告区分」欄に1と記載された者）について

#### 1 権利・利益の侵害の有無

証拠（甲D1の50の1、甲D3の8の1）によれば、発生時住所等が福島県K郡N町及びR町にある原告らは、発生時住所等に生活の本拠を有していたと認められるところ、これらの発生時住所等は、本件口頭弁論終結時においても帰還困難区域に指定されており、基本的に立入りが禁止されている。そうすると、上記原告らは、本件事故によって居住・移転の自由を侵害されたといえ、また、平穏な生活を送る利益も侵害されたといえる。

#### 2 慰謝料の額

上記原告らは、本件事故発生から8年以上が経過した本件口頭弁論終結時においても、生活の本拠であった発生時住所等に帰還することができておらず、社会通念上、生活の本拠での暮らしや近隣住民とのつながり等生活基盤の全てを喪失したものと評価することができる。8年以上の期間、避難生活に伴う苦労や自宅での生活の見通しが立たないことによる不安感などを被った精神的苦痛の程度は、相当に大きいといえる。

しかしながら、住居や家財を喪失したこと、就労できなかったことなどに伴う財産的な損害については別途賠償されるものであることなどを考慮すると、原告らが個別事情として考慮すべきであると主張する各事実を考慮しても、上記原告らに支払われるべき慰謝料の額は、基本的には被告東電が公表している賠償基準の額である1450万円を超えることはないといえ、これ以上の額を既に受領している者については、その受領した額を超えることはないといえる。

#### 3 弁済の抗弁

被告東電は、発生時住所等がN町にある原告ら（原告25-50-1及び2）に対して、それぞれ精神的苦痛に対する慰謝料として1450万円を弁済しており（前記第7節第7、別紙7）、これによって上記原告らの被告東電に対する請求は、本件に関する限りでは消滅している。

また、被告東電は、発生時住所等がR町にある原告ら（原告27-8-1及び2）に対して、それぞれ精神的苦痛に対する慰謝料として1454万円を弁済しており（前記第7節第7、別紙7）、これによって上記原告らの被告東電に対する請求は、本件に関する限りでは消滅している。

#### 4 小括

以上によれば、発生時住所等が福島県K郡N町及びR町にある原告らの請求にはいずれも理由がない。

第3 発生時住所等が福島県a a郡a b町にある原告ら（別紙1の「原告区分」欄に2と記載された者）について

#### 1 権利・利益の侵害の有無

(1) a b町の一部は、本件事故発生後、計画的避難区域に指定され、その後、避難指示解除準備区域又は居住制限区域に変更されて、平成29年3月31日をもって各指定は全て解除された。しかしながら、上記原告らの発生時住所等は、a b町の中でも計画的避難区域に指定されたことのない自主的避難等対象区域内にあるから、政府の指示等によって避難を余儀なくされたわけではない。

また、放射線に対する感受性が高く、大人と比べて避難を選択する強い動機付けが働く子どもの避難者数について、a b町の住民のうち18歳未満の者であって避難した者の数は、前記第7節第3の6のとおりであり、平成24年4月1日時点の避難者数242人が平成23年3月1日時点における18歳未満の人口である2216人に占める割合は約11パーセントにとどまっていること、上記242人には計画的避難区域に指定された区域に居住していた者も含まれると考えられ、計画的避難区域以外に居住して避難した者の割合はさらに低くなると考えられること、自主的避難等対象区域内にあるa c市、a d市、a e市、e r市、a f市、a g市、a h市、a i市、e q町、e s町に居住していた者であって、平成23年3月15日時点で実際に避難した者の数及びその割合は前記第7節第3の3(2)のとおりであって、避難した者の数の割合が最も大きいa g市においても11.8パーセントにとどまっており、最も少ないa i市においては0.4パーセントでしかないこと、同(1)のとおり、自主的避難者の総数は、平成23年3月15日時点で4万0256人であり、同年9月22日時点でも5万0327人であったことに照らすと、自主的避難等対象区域に指定された区域に発生時住所等があった上記原告らと同様の立場にあった通常人であればその場に留まることを選択することはなかったということもできない。

以上によれば、上記原告らの居住・移転の自由が、本件事故によって侵害されたということとはできない（なお、当裁判所は、上記原告らが避難することを選択したことが不合理であるとするものではない。）。

(2) しかしながら、自主的避難等対象区域は、中間指針追補において、本件原発からの距離、避難指示等対象区域との近接性、政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報、自主的避難者の多寡等を考慮して設定されていること（前記第7節第5の3(1)）に照らすと、自主的避難等対象区域に居住していた者が感じた本件事故や放射線に対する恐怖や不安と、本件事故との間には、因果関係を認めることができる。そうすると、上記原告らは、その程度は別として、本件事故によって平穏な生活を送る利益を侵害されたといえる。

#### 2 慰謝料の額

(1) 上記原告らの平穏な生活を送る利益を侵害されたことによる慰謝料の額を算定するに当たっては、次の事情を指摘することができる。

ア 上記原告らについては、上記1で説示したとおり居住・移転の自由の侵害は認められない。

イ UNSCEARの報告書において、本件事故による放射線被ばくによる死亡又は急性の健康影響はないとされており、また、疾患発生率の上昇も検出できない程度のものであって、妊娠中の者への影響や遺伝的な疾患の増加は予測されないとされている（前記第7節第3の1(3)）。

ウ a b町の住民について実施された内部被ばく検査及び外部被ばく線量の推計結果でも、大多数の者について2ミリシ

ーベルト未満との結果が出ているところ(同6)、IAEAは、除染を実施している状況においては、年間20ミリシーベルト以下の被ばくは許容し得るものであり、国際基準や関連する国際組織の勧告等に整合したものであるとしている(同1(2))。

エ a b町のうち自主的避難等対象区域に指定された区域の本件事故後の状況は前記第7節第3の6のとおりであり、平成28年9月末時点で住宅等についての除染はほぼ終了しており、a b町全体についてみても、観光客入込数、製造品出荷額、自動車保有台数、新設住宅着工戸数は、平成23年以降も、平成22年とおおむね同水準か、それ以上の水準で推移している。

オ 自主的避難者の総数、a b町の住民のうち18歳未満の者であって避難をした者の割合等は、上記1で説示したとおりである。

(2) 上記(1)で摘示した各事情に加えて、本件事故の発生から時間が経過するにつれて、放射線の影響等に関する知見が一般に知られるようになり、本件事故による放射性物質の飛散状況等も明らかになっていく中で、自主的避難等対象区域で生活することに伴う放射線による影響への恐怖や不安も和らいでいったといえること、上記原告らが避難及びその後の帰宅のために支出した費用等については別途損害賠償の対象になり得ることなどに照らすと、a b町に発生時住所等があった原告らが本件事故によって平穏な生活を送る利益を侵害されたことによる精神的苦痛に対する慰謝料は、各原告らの本件事故後の個別事情を考慮しても原則として被告東電が公表している賠償基準の額である8万円を超えることはないといえる。そのうえで、一般的に妊婦・子どもは放射線に対する感受性が高いといわれており、中間指針追補でもこのことが考慮されていること(前記第7節第5の3)に鑑みて、本件事故発生時から平成24年8月31日までの間に妊娠していたことがあった者、平成4年4月2日から平成24年8月31日までの間に出生した者については、別途の考慮を要するとはいえるものの、それでも被告東電が公表している賠償基準の額である一人当たり最大で48万円(平成5年1月1日から平成23年12月31日までの間に出生した者(別紙1の「年齢等」欄に「〈1〉」と記載された者)並びに本件事故発生時から平成23年12月31日までの間及び平成24年1月1日から平成24年8月31日までの間に妊娠していたことがあった者(別紙1の「年齢等」欄に「〈2〉」と記載された者)については48万円、本件事故発生時から平成23年12月31日までの間に妊娠していたことがあった者(別紙1の「年齢等」欄に「〈3〉」と記載された者)については40万円、平成24年1月1日から平成24年8月31日までの間に妊娠していたことがあった者(別紙1の「年齢等」欄に「〈4〉」と記載された者)については40万円、平成4年4月2日から同年12月31日までの間に出生した者(別紙1の「年齢等」欄に「〈5〉」と記載された者)については40万円、平成24年1月1日から同年8月31日までに出生した者(別紙1の「年齢等」欄に「〈6〉」と記載された者)については8万円)を超えることはないといえる。そして、平成24年9月1日以降に出生した者(別紙1の「年齢等」欄に「〈7〉」と記載された者)については、賠償されるべき精神的苦痛を被ったと認めることはできない。

(3) 原告らは、事故前の自然界の放射線量と比較し有意に高濃度の放射線量が存在し、その無害が科学的に証明されていない限りにおいては、自己の生活圏を放射能により汚染されないで平穏に生活する権利利益が侵害されているというべきである旨主張するが、本件の状況下では年間20ミリシーベルト以下の被ばくは国際的な基準に照らしても許容されるものであること(上記(1)ウ)、本件に現れた一切の事情を考慮しても本件事故による被ばくで健康に有意な影響が出ると認めることはできないこと、大多数の住民は本件事故発生後もa b町での生活を継続していることなどに照らすと、本件事故が発生する前の放射線量と比較して高濃度の放射線量が観測されていることのみをもって、平穏な生活を送る利益を侵害され続けていることとはできず、このことを慰謝料額の算定に当たって格別に考慮するべきとはいえない。この点について、ICRPも放射線被ばくのリスクを管理する最もよい実用的なアプローチであるとしているLNTモデル(前記第7節第1の4)に従えば、放射線量がわずかにでも増加すれば被ばくによって何らかの影響が生ずるリスクも増加することにはなる。しかしながら、LNTモデルに従ってリスクを比較した場合、年間20ミリシーベルトの被ばくを前提とした場合の健康リスクは、喫煙、肥満、野菜不足等の他の発がん要因によるリスクより低いうえ(前記第7節第4の10、11)、そもそもLNTモデルの根拠となっている仮説は明確に実証されていないから(同第1の4)、LNTモデルによるとリスクの増加があり得ることによっても、上記判断は左右されない。

また、原告らは、本件事故によって各原告に生じた個別事情を基にして慰謝料額を算定すべきである旨主張し、geの見書(甲C16)や同人の証言、gf及びgg作成の見書(甲C19)を援用するが、平穏な生活を送る利益の侵害に対する慰謝料とは、生活の本拠の周辺環境を害されたことによる精神的苦痛に対する慰謝料であるという点において、実際に避難した者と避難せずに自主的避難等対象区域内にとどまった者との間で差異を設ける理由に乏しいことや、既に説示したとおりの本件事故によって放射性物質が放出されたことによる影響の程度に照らすと、発生時住所等がa b町にある原告らが避難することを選択したことが不合理ではないとしても、そもそも本件事故後の上記原告らの個別事情と本件事故との間に因果関係を認めることには慎重にならざるを得ないから、これも既に説示したとおり、各原告の個別事情を考慮しても慰謝料の額は上記の額を超えることはないといえる。

さらに、発生時住所等がa b町にある原告らについては、本件の原告となっている他の自主的避難等対象区域内に発生時住所等がある原告らと異なり、同じ市町村内に計画的避難区域に指定され、その後避難指示解除準備区域又は居住制限区域に指定された区域が存在している。しかしながら、上記のとおり、国際的な基準に照らしても許容し得る範囲の放射線量への被ばくしか確認されておらず、また、健康への影響も検出できるレベルでは予測できないとされているなか、a b町全体としてみると、観光客入込数、製造品出荷額等に照らして本件事故後も本件事故以前と同様の社会経済活動が営まれていたといえることに鑑みると、同じ市町村内に計画的避難区域に指定された区域があったことによって発生時住所等がa b町にある原告らの慰謝料額を増額すべきとはいえない。

(4) 以上を踏まえて、発生時住所等がa b町にある原告らの損害額を算定すると、別紙1の「慰謝料額」欄のとおりになる(本件事故発生時等における妊娠の有無及び年齢の認定根拠は、別紙1の「年齢等(証拠)」欄に掲げのとおり。いずれも甲D号証であり、番号以下だけ記載した。)

### 3 弁済の抗弁

被告東電は、上記原告らに対して別紙7の「弁済の抗弁として主張する額(平成31年3月4日時点)」欄記載の金額を支払っており、これを上記2で説示した慰謝料に充当すると、別紙1の「弁済後残額」欄に記載されたとおりとなり、上記原告ら全員について全額が弁済されていることとなる。

これに対して、原告らは、上記金員のうち、妊婦及び子どもに対する関係では20万円のみが、それ以外の者に対する関

係では4万円のみが慰謝料に対する弁済として扱われるべきである旨主張する。この主張は、上記以外の部分は生活費の増加分に対する賠償であることを前提とするものであるところ、原告らにおいて、原告らに生じた損害のうち慰謝料部分に限定してその支払を求めており、その余の損害の発生の有無については判断の対象になっていないという本件訴訟の特質に照らすと、原告らとしては、生活費の増加分としての損害の賠償については別に求める趣旨であると理解するのが相当であり、本件では、被告東電が弁済の抗弁として主張する金額の全部について、慰謝料に対する弁済として扱うこととするのが相当である。そして、原告らが生活費の増加分としての損害賠償を別に求め得ることに照らすと、上記のように扱うことは、格別原告らを不利に取り扱うことにはならない。したがって、原告らの上記主張は、採用しない。

また、被告東電は、妊婦及び子どもに対する既払金について、認容額を超える部分はその同伴者や保護者である原告の損害に充当されるべきである旨主張するが、このような充当をし得る差額が生じる原告はいないため、その主張の当否について判断するまでもなく、上記原告らの請求は理由がない。

#### 4 小括

以上によれば、発生時住所地等が a b 町にある原告らの請求にはいずれも理由がない。

第4 発生時住所地等が福島県 J 市にある原告ら（別紙1の「原告区分」欄に3（1）又は3（2）と記載された者）について

##### 1 権利・利益の侵害の有無

上記原告らに対しては、J市が本件事故発生のすぐ後である平成23年3月16日に避難を要請していた（前記第7節第2の4（2）エ）ところ、このような避難の要請を受けた住民は、通常その場に留まることを選択することはなかったといえる。そうすると、上記原告らは、本件事故によって居住・移転の自由を侵害されたといえ、また、平穏な生活を送る利益も侵害されたといえる。

そして、J市は、同年4月22日、警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に指定された区域を除くJ市内の区域から避難していた住民に対して、自宅での生活が可能な者の帰宅を許容する旨の見解を示したものの、上記原告らのうち原告25-1、25-2、25-13、25-28、25-29及び25-31、原告26-4、26-15、26-44及び26-46並びに原告27-10及び27-60の世帯の各原告（ただし、原告25-1-3を除く。）の発生時住所地等は緊急時避難準備区域内にあったから、これらの原告と同じ立場にあった通常人は、同日以降も発生時住所地等に留まることを選択することはなかったといえ、居住・移転の自由及び平穏な生活を送る利益の侵害は継続していたといえる。また、上記原告らのうち原告25-51の世帯の各原告については、発生時住所地等が特定避難奨励地点に指定されたところ、特定避難奨励地点とは事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定される地点であり、これは計画的避難区域の指定と同じ水準であるから、通常人であればその場に留まることを選択することはなかったといえ、同じく居住・移転の自由及び平穏な生活を送る利益の侵害は継続していたといえる。これに対して、原告25-1-3については、証拠（甲D1の1の2）によれば、茨城県 g h 市に住居があり、本件事故が発生した際には別紙7の「事故時の住所」欄記載の場所に帰省のため滞在していただけであったと認められるから、同原告の発生時住所地等が緊急時避難準備区域内にあったことをもって居住・移転の自由及び平穏な生活を送る利益の侵害が継続していたということではできない。

##### 2 慰謝料の額

(1) 発生時住所地等が緊急時避難準備区域内にあった各原告（別紙1の「原告区分」欄に3（1）と記載された者）について

ア 発生時住所地等がJ市にあり、かつ、緊急時避難準備区域に指定された原告ら（ただし、原告25-1-3を除く。）の慰謝料の額を算定するに当たっては、次の事情を指摘することができる。

(ア) 緊急時避難準備区域内に居住する者に対しては、常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備をすることが求められ、引き続き自主的に避難をすること、特に子ども、妊婦、要介護者、入院患者等は緊急時避難準備区域に立ち入らないことなどが求められたものの、その指定は平成23年9月30日には解除された（前記第7節第2の2（4）イ、エ）。

(イ) UNSCEARの報告書において、本件事故による放射線被ばくによる死亡又は急性の健康影響はないとされており、また、疾患発生率の上昇も検出できない程度のものであって、妊娠中の者への影響や遺伝的な疾患の増加は予測されないとされている（前記第7節第3の1（3））。

(ウ) 政府による避難指示の基準にもなっていて、IAEAが、除染を実施している状況においては許容し得るものであり、国際基準や関連する国際組織の勧告等に整合したものであるとする年間20ミリシーベルトという放射線量は、時間当たり換算すると3.8マイクロシーベルトになるところ、J市の緊急時避難準備区域に指定された地域内では、平成24年4月1日にJ市 f i で毎時1.15マイクロシーベルトの放射線量が観測されたのを除いて、平成23年4月1日以降、毎時1マイクロシーベルト以上の放射線量が観測されたことはなかった（前記第7節第3の7（1）、（2））。

(エ) J市の住民について実施された内部被ばく検査及び外部被ばく線量の推計結果でも、大多数の者について5ミリシーベルト未満との結果が出ており、最大でも12ミリシーベルト未満であった（同（3））。

(オ) J市 d o 区にあるJ市役所本庁は、本件事故後移転したことはなく、J市 d o 区内にある小中学校は平成24年3月頃以降は再開されており、同市 e j 区内にある小中学校は平成23年4月22日から再開されていた（同（7））。

イ 上記アで摘示した各事情に加えて、本件事故の発生から時間が経過するにつれて、放射線の影響等に関する知見が一般に知られるようになり、本件事故による放射性物質の飛散状況等も明らかになっていく中で、放射線による影響への恐怖や不安も和らいでいったといえること、上記各原告が被った財産的な損害については別途賠償されるものであることなどに照らすと、上記各原告が本件事故によって被った精神的苦痛に対する慰謝料は、各原告らの本件事故後の個別事情を考慮しても原則として被告東電が公表している賠償基準の額である180万円（平成24年8月末まで1月当たり10万円）を超えることはないといえ、これ以上の額を既に受領している者については、その受領した額を超えることはないといえる。これは、一般的に放射線に対する感受性が高いといわれている子どもとの関係でも変わりはない。

ウ 原告25-1-3については、上記1で説示したとおり、住居は茨城県 g h 市にあり、発生時住所地等には一時的に滞在していただけであったこと、平成23年4月18日には原告25-1-1の運転で原告25-1-1及び原告25-1-2とともに避難していた避難先から茨城県 g h 市に戻ったことに照らすと、原告25-1-3が本件事故によって被った精神的苦痛に対する慰謝料は、被告東電から弁済を受けた31万2000円を超えることはないといえる。

(2) 発生時住所地等が特定避難勧奨地点に指定された各原告（別紙1の「原告区分」欄に3(2)と記載された者）について

ア 発生時住所地等がJ市にあり、かつ、特定避難勧奨地点に指定された原告らの慰謝料の額を算定するに当たっては、発生時住所地等がJ市にあり、かつ、緊急時避難準備区域に指定された原告らの慰謝料の額を算定するに当たって考慮すべき事情のほか、特定避難勧奨地点とは、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定される地点であって、住民らの避難を支援し、促進することとされた地点であること（前記第7節第2の2(4)ウ）、上記各原告の発生時住所地等に対する特定避難勧奨地点の指定は、平成26年12月28日に解除されたこと（同4(2)エ）を指摘することができる。

イ 上記アで摘示した事情に照らすと、上記原告らは、本件事故の発生から約3年9か月という相当な長期間にわたって居住・移転の自由を制約され、また、平穏な生活を送る利益を害されたといえる。しかしながら、本件事故の発生から時間が経過するにつれて、放射線の影響等に関する知見が一般に知られるようになり、本件事故による放射性物質の飛散状況等も明らかになっていく中で、放射線による影響への恐怖や不安も和らいでいったといえることはこれらの原告との関係でも同様といえ、また、これらの原告が被った財産的被害については別途賠償されるものであることなどに照らすと、上記各原告が本件事故によって被った精神的苦痛に対する慰謝料は、各原告らの本件事故後の個別事情を考慮しても被告東電から弁済を受けた490万円を超えることはないといえる。

(3) 具体的な慰謝料額について

以上を踏まえて、発生時住所地等がJ市にある原告らの損害額を算定すると、別紙1の「慰謝料額」欄のとおりになる。

### 3 弁済の抗弁

被告東電は、上記原告らに対して別紙7の「弁済の抗弁として主張する額（平成31年3月4日時点）」欄記載の金額を支払っており（前記第7節第7）、これを上記2で説示した慰謝料に充当すると、別紙1の「弁済後残額」欄に記載されたとおりとなり、上記原告ら全員について全額が弁済されていることとなる。

### 4 小括

以上によれば、発生時住所地等がJ市にある原告らの請求にはいずれも理由がない。

第5 発生時住所地等が福島県a市にある原告ら（別紙1の「原告区分」欄に4と記載された者）について

#### 1 権利・利益の侵害の有無

(1) a市の一部は、本件事故発生後、特定避難勧奨地点に指定され、その後、平成24年12月14日をもって上記指定は全て解除された。しかしながら、上記原告らの発生時住所地等は、a市の中でも特定避難勧奨地点に指定されたことのない自主的避難等対象区域内にあるから、政府の指示等によって避難を余儀なくされたわけではない。

また、放射線に対する感受性が高く、大人と比べて避難を選択する強い動機付けが働く子どもの避難者数について、a市の住民のうち18歳未満の者であって避難した者の数は、前記第7節第3の8のとおりであり、平成24年4月1日時点の避難者数428人が平成23年3月1日時点における18歳未満の人口である1万0460人に占める割合は約4パーセントにとどまっていること、自主的避難等対象区域内にあるac市、ad市、ae市、er市、af市、ag市、ah市、ai市、eq町、es町に居住していた者であって、平成23年3月15日時点で実際に避難した者の数及びその割合は前記第7節第3の3(2)のとおりであって、避難した者の数の割合が最も大きいag市においても11.8パーセントにとどまっており、最も少ないai市においては0.4パーセントでしかないこと、同(1)のとおり、自主的避難者の総数は、平成23年3月15日時点で4万0256人であり、同年9月22日時点でも5万0327人であったことに照らすと、自主的避難等対象区域に指定された区域に発生時住所地等があった上記原告らと同様の立場にあった通常人であればその場に留まることを選択することはなかったということもできない。

以上によれば、上記原告らの居住・移転の自由が、本件事故によって侵害されたということとはできない（なお、当裁判所は、上記原告らが避難することを選択したことが不合理であるとするものではない。）。

(2) しかしながら、自主的避難等対象区域に居住していた者が感じた本件事故や放射線に対する恐怖や不安と、本件事故との間に、因果関係を認めることができることは、上記第3においてa町に発生時住所地等があった原告らについて判断した際に説示したとおりである。そうすると、発生時住所地等がa市にあった原告らも、その程度は別として、本件事故によって平穏な生活を送る利益を侵害されたといえる。

#### 2 慰謝料の額

(1) 上記原告らの平穏な生活を送る利益を侵害されたことによる慰謝料の額を算定するに当たっては、次の事情を指摘することができる。

ア 上記原告らについては、上記1で説示したとおり居住・移転の自由の侵害は認められない。

イ UNSCEARの報告書において、本件事故による放射線被ばくによる死亡又は急性の健康影響はないとされており、また、疾患発生率の上昇も検出できない程度のものであって、妊娠中の者への影響や遺伝的な疾患の増加は予測されないとされている（前記第7節第3の1(3)）。

ウ a市の住民について実施された内部被ばく検査及び外部被ばく線量の推計結果でも、大多数の者について5ミリシーベルト未満との結果が出ているところ（同8(2)）、IAEAは、除染を実施している状況においては、年間20ミリシーベルト以下の被ばくは許容し得るものであり、国際基準や関連する国際組織の勧告等に整合したものであるとしている（同1(2)）。

エ a市の本件事故後の状況は前記第7節第3の8のとおりであり、平成28年9月末時点で住宅等についての除染はほぼ終了しており、平成26年には観光客入込数及び製造品出荷額は平成22年とほぼ同じ水準に回復しており、自動車保有台数及び新設住宅着工戸数は、平成23年以降も、平成22年とおおむね同水準か、それ以上の水準で推移している。

オ 自主的避難者の総数、a市の住民のうち18歳未満の者であって避難をした者の割合等は、上記1で説示したとおりである。

(2) 上記(1)で摘示した各事情に加えて、上記第3でも説示したとおり、本件事故の発生から時間が経過するにつれて、放射線の影響等に関する知見が一般に知られるようになり、本件事故による放射性物質の飛散状況等も明らかになっていく中で、自主的避難等対象区域で生活することに伴う放射線による影響への恐怖や不安も和らいでいったといえること、上記原告らが避難及びその後の帰宅のために支出した費用等については別途損害賠償の対象になり得ることなどに照らすと、a

a市に発生時住所等があった原告らが本件事故によって平穏な生活を送る利益を侵害されたことによる精神的苦痛に対する慰謝料は、各原告らの本件事故後の個別事情を考慮しても、発生時住所等がa b町にあった原告らと同様に、原則として被告東電が公表している賠償基準の額である8万円を超えることはないといえる。そのうえで、一般的に妊婦・子どもは放射線に対する感受性が高いといわれており、中間指針追補でもこのことが考慮されていること（前記第7節第5の3）に鑑みて、本件事故発生時から平成24年8月31日までの間に妊娠していたことがあった者、平成4年4月2日から平成24年8月31日までの間に出生した者については、別途の考慮を要するとはいえるものの、それでも被告東電が公表している賠償基準の額である一人当たり最大で48万円（平成5年1月1日から平成23年12月31日までの間に出生した者（別紙1の「年齢等」欄に「〈1〉」と記載された者）並びに本件事故発生時から平成23年12月31日までの間及び平成24年1月1日から平成24年8月31日までの間に妊娠していたことがあった者（別紙1の「年齢等」欄に「〈2〉」と記載された者）については48万円、本件事故発生時から平成23年12月31日までの間に妊娠していたことがあった者（別紙1の「年齢等」欄に「〈3〉」と記載された者）については40万円、平成24年1月1日から平成24年8月31日までの間に妊娠していたことがあった者（別紙1の「年齢等」欄に「〈4〉」と記載された者）については16万円、平成4年4月2日から同年12月31日までの間に出生した者（別紙1の「年齢等」欄に「〈5〉」と記載された者）については40万円、平成24年1月1日から同年8月31日までに出生した者（別紙1の「年齢等」欄に「〈6〉」と記載された者）については8万円）を超えることはないといえる。そして、平成24年9月1日以降に出生した者（別紙1の「年齢等」欄に「〈7〉」と記載された者）については、賠償されるべき精神的苦痛を被ったと認めることはできない。

(3) 原告らは、事故前の自然界の放射線量と比較し有意に高濃度の放射線量が存在し、その無害が科学的に証明されていない限りにおいては、自己の生活圏を放射能により汚染されないで平穏に生活する権利利益が侵害されているというべきである旨主張するが、本件事故が発生する前の放射線量と比較して高濃度の放射線量が観測されていることのみをもって、平穏な生活を送る利益を侵害され続けているとすることはできず、このことを慰謝料額の算定に当たって格別考慮すべきとはいえないことは上記第3で説示したとおりである。

また、原告らは、本件事故によって各原告に生じた個別事情を基にして慰謝料額を算定すべきである旨主張するが、発生時住所等がa a市にある原告らの個別事情を考慮しても慰謝料の額が上記の額を超えることはないといえることも上記第3で説示したとおりである。

さらに、発生時住所等がa a市にある原告らについては、本件の原告となっている他の自主的避難等対象区域内に発生時住所等がある原告らと異なり、同じ市町村内に特定避難勧奨地点に指定された区域が存在している。しかしながら、上記のとおり、国際的な基準に照らしても許容し得る範囲の放射線量への被ばくが確認されておらず、また、健康への影響も検出できるレベルでは予測できないとされているなか、a a市の住民のうち18歳未満の者であって平成24年4月1日時点で避難していた者の数が平成23年3月1日時点における18歳未満の人口に占める割合は約4パーセントにとどまっており、その他の自主的避難等対象区域から避難した者の数の割合と大きく変わりはないことに鑑みると、同じ市町村内に特定避難勧奨地点に指定された地点があったことによって発生時住所等がa a市にある原告らの平穏な生活を送る利益の侵害の程度が大きかったということとはできない。したがって、慰謝料の額に差を設けることは相当でない。

(4) 以上を踏まえて、発生時住所等がa a市にある原告らの損害額を算定すると、別紙1の「慰謝料額」欄のとおりになる（本件事故発生時の妊娠の有無及び年齢の認定根拠は、別紙1の「年齢等（証拠）」欄に掲記のとおり。いずれも甲D号証であり、番号以下だけ記載した。）。

### 3 弁済の抗弁

被告東電は、上記原告らに対して別紙7の「弁済の抗弁として主張する額（平成31年3月4日時点）」欄記載の金額を支払っており、この全額について弁済の抗弁を認めるべきことは上記第3で説示したとおりである。上記弁済金を上記2で説示した慰謝料に充当すると、別紙1の「弁済後残額」欄に記載されたとおりとなり、上記原告ら全員について全額が弁済されていることとなる。

また、被告東電は、妊婦及び子どもに対する既払金について、認容額を超える部分はその同伴者や保護者である原告の損害に充当されるべきである旨主張するが、このような充当を失得る差額が生じる原告はいないため、その主張の当否について判断するまでもなく、上記原告らの請求は理由がない。

### 4 小括

以上によれば、発生時住所等がa a市にある原告らの請求にはいずれも理由がない。

第6 発生時住所等が福島県a c市、a d市、a e市、a f市、a g市、a h市、a i市又はa j町にある原告ら（別紙1の「原告区分」欄に5と記載された者）について

#### 1 権利・利益の侵害の有無

上記原告らの発生時住所等は、自主的避難等対象区域内にあるところ、自主的避難等対象区域内に居住していた者は、政府の指示等によって避難を余儀なくされたわけではない。また、自主的避難等対象区域内にあるa c市、a d市、a e市、e r市、a f市、a g市、a h市、a i市、e q町、e s町に居住していた者であって、平成23年3月15日時点で実際に避難した者の数及びその割合は前記第7節第3の3（2）のとおりであって、避難した者の数の割合が最も大きいa g市においても11.8パーセントにとどまっており、最も少ないa i市においては0.4パーセントでしかないこと、同（1）のとおり、自主的避難者の総数は、平成23年3月15日時点で4万0256人であり、同年9月22日時点でも5万0327人であったこと、前記第7節第3の9ないし16において各認定したとおり、上記原告らの発生時住所等がある市や町から避難した18歳未満の者の割合は、平成23年3月1日時点の同年齢の人口と比較して10パーセント未満にとどまっていることに照らすと、上記原告らと同様の立場にあった通常人であればその場に留まることを選択することはなかったということもできない。そうすると、上記原告らの居住・移転の自由が、本件事故によって侵害されたということとはできない（なお、当裁判所は、上記原告らが避難することを選択したことが不合理であるとするものではない。）。

しかしながら、自主的避難等対象区域に居住していた者が感じた本件事故や放射線に対する恐怖や不安と、本件事故との間に、因果関係を認めることができるのは、上記第3においてa b町に発生時住所等があった原告らについて判断した際に説示したとおりである。そうすると、発生時住所等がa c市、a d市、a e市、a f市、a g市、a h市、a i市又はa j町にあった原告らも、その程度は別として、本件事故によって平穏な生活を送る利益を侵害されたといえる。

#### 2 慰謝料の額

(1) 上記原告らの平穏な生活を送る利益を侵害されたことによる慰謝料の額を算定するに当たっては、次の事情を指摘することができる。

ア 自主的避難等対象区域内に居住していた者については、上記1で説示したとおり居住・移転の自由の侵害は認められない。

イ UNSCEARの報告書において、本件事故による放射線被ばくによる死亡又は急性の健康影響はないとされており、また、疾患発生率の上昇も検出できない程度のものであって、妊娠中の者への影響や遺伝的な疾患の増加は予測されないとされている(前記第7節第3の1(3))。

ウ a c市、a d市、a e市、a f市、a g市、a h市、a i市及びa j町の住民について実施された内部被ばく検査及び外部被ばく線量の推計結果でも、大多数の者について5ミリシーベルト未満との結果が出ているところ(同2、9ないし16)、IAEAは、除染を実施している状況においては、年間20ミリシーベルト以下の被ばくは許容し得るものであり、国際基準や関連する国際組織の勧告等に整合したものであるとしている(同1(2))。

エ a c市、a d市、a e市、a f市、a g市、a h市、a i市及びa j町の本件事故後の状況は、前記第7節第3の9ないし16のとおりであり、平成28年9月末時点で住宅等についての除染はほぼ終了し、観光客入込数、製造品出荷額、自動車保有台数、新設住宅着工戸数は本件事故の発生前とおおむね同水準か、それ以上に回復している。

(2) 上記(1)で摘示した各事情に加えて、上記第3でも説示したとおり、本件事故から時間が経過するにつれて、放射線の影響等に関する知見が一般に知られるようになり、本件事故による放射性物質の飛散状況等も明らかになっていく中で、自主的避難等対象区域で生活することに伴う放射線による影響への恐怖や不安も和らいでいったといえること、上記原告らが避難及びその後の帰宅のために支出した費用等については別途損害賠償の対象になり得ることなどに照らすと、a c市、a d市、a e市、a f市、a g市、a h市、a i市又はa j町に発生時住所等があった原告らが本件事故によって平穏な生活を送る利益を侵害されたことによる精神的苦痛に対する慰謝料は、各原告らの本件事故後の個別事情を考慮しても、発生時住所等がa b町にあった原告らと同様に、原則として被告東電が公表している賠償基準の額である8万円を超えることはないといえる。そのうえで、一般的に妊婦・子どもは放射線に対する感受性が高いといわれており、中間指針追補でもこのことが考慮されていること(前記第7節第5の3)に鑑みて、本件事故発生時から平成24年8月31日までの間に妊娠していたことがあった者、平成4年4月2日から平成24年8月31日までの間に出生した者については、別途の考慮を要するとはいえるものの、それでも被告東電が公表している賠償基準の額である一人当たり最大で48万円(平成5年1月1日から平成23年12月31日までの間に出生した者(別紙1の「年齢等」欄に「〈1〉」と記載された者)並びに本件事故発生時から平成23年12月31日までの間及び平成24年1月1日から平成24年8月31日までの間に妊娠していたことがあった者(別紙1の「年齢等」欄に「〈2〉」と記載された者)については48万円、本件事故発生時から平成23年12月31日までの間に妊娠していたことがあった者(別紙1の「年齢等」欄に「〈3〉」と記載された者)については40万円、平成24年1月1日から平成24年8月31日までの間に妊娠していたことがあった者(別紙1の「年齢等」欄に「〈4〉」と記載された者)については16万円、平成4年4月2日から同年12月31日までの間に出生した者(別紙1の「年齢等」欄に「〈5〉」と記載された者)については40万円、平成24年1月1日から同年8月31日までに出生した者(別紙1の「年齢等」欄に「〈6〉」と記載された者)については8万円)を超えることはないといえる。そして、平成24年9月1日以降に出生した者(別紙1の「年齢等」欄に「〈7〉」と記載された者)については、本件事故によって賠償されるべき精神的苦痛を被ったと認めることはできない。

(3) 原告らは、事故前の自然界の放射線量と比較し有意に高濃度の放射線量が存在し、その無害が科学的に証明されていない限りにおいては、自己の生活圏を放射能により汚染されないで平穏に生活する権利利益が侵害されているというべきである旨主張するが、本件事故が発生する前の放射線量と比較して高濃度の放射線量が観測されていることのみをもって、平穏な生活を送る利益を侵害され続けているとすることはできず、このことを慰謝料額の算定に当たって格別考慮すべきとはいえないことは上記第3で説示したとおりである。

また、原告らは、本件事故によって各原告に生じた個別事情を基にして慰謝料額を算定すべきである旨主張するが、発生時住所等がa c市、a d市、a e市、a f市、a g市、a h市、a i市又はa j町にある原告らの個別事情を考慮しても慰謝料の額は上記の額を超えることはないといえることも上記第3で説示したとおりである。

(4) 以上を踏まえて、発生時住所等がa c市、a d市、a e市、a f市、a g市、a h市、a i市又はa j町にある原告らの損害額を算定すると、別紙1の「慰謝料額」欄のとおりになる(本件事故発生時の妊娠の有無及び年齢の認定根拠は、別紙1の「年齢等(証拠)」欄に掲げのとおり。いずれも甲D号証であり、番号以下だけ記載した。))。

### 3 弁済の抗弁

被告東電は、上記原告らに対して別紙7の「弁済の抗弁として主張する額(平成31年3月4日時点)」欄記載の金額を支払っており、この全額について弁済の抗弁を認めるべきことは上記第3で説示したとおりである。

また、被告東電は、妊婦及び子どもに対する既払金について、認容額を超える部分はその同伴者や保護者である原告の損害に充当されるべきである旨主張するが、このような充当を失得る差額が生じる原告はいないため、その主張の当否について判断するまでもなく、被告東電の上記主張に係る原告らの請求は理由がない。

### 4 小括

以上に加えて、別紙1の「弁済後残額」欄に数字が記載された者については、その1割が弁護士費用相当額の損害と認められるから、被告東電が、上記原告らに支払うべき金額は、別紙1の「認容額」欄に記載されたとおりになる。

第7 発生時住所等が福島県a k市にある原告ら(別紙1の「原告区分」欄に6と記載された者)について

a k市については、中間指針追補が定める自主的避難等対象区域にも含まれていないから、上記原告らは、政府の指示等によって避難を余儀なくされたわけではない。また、本件事故後のa k市の状況は、前記第7節第3の17のとおりであり、本件事故によって、a k市における生活に何らかの支障を感じることは社会通念上相当であると認めることはできない。

したがって、上記原告らが本件事故によって何らかの権利利益を侵害されたということではできないから、賠償されるべき損害が発生したと認めることはできず、上記原告らの請求にはいずれも理由がない。

### 第4部 結語

よって、原告らの被告東電に対する主位的請求はいずれも理由がないからこれを棄却し、予備的請求は、別紙1「原告目録」の「認容額」欄に数字の記載された各原告に対し、同欄記載の金額及びこれに対する平成23年3月1日から支払済み

まで年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由があるからこれをいずれも認容し、その余を棄却し、被告国に対する請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

なお、訴訟費用は、原告らの勝訴部分が極めて僅少であることに照らして全部原告らの負担とすることとし、また、仮執行宣言は、相当でないからこれを付さないこととする。

民事部

(裁判長裁判官 貝原信之 裁判官 日高真悟 裁判官 板場敦子)

別紙1の1 原告目録(省略)

別紙2

代理人目録

<原告関係>

第1事件、第2事件及び第3事件原告ら訴訟代理人弁護士 安部敏

外塚功

加藤實

熊谷誠

菊川明

三浦元

柿崎喜世樹

佐藤欣哉

倉岡憲雄

細谷伸夫

大江修司

武田正男

遠藤涼一

五十嵐幸弘

高橋健

山上朗

峯田典明

安孫子英彦

山川孝

安孫子俊彦

諸橋哲郎

阿部定治

田中暁

粕谷真生

伊藤陽介

手塚孝樹

向田敏

宇野和娘

青柳紀子

古城博道

土田文子

細江大樹

武田朋泰

柴田直人

山口紗世子

及川善大

浦野修平

石垣肇之

高橋敬一

荒井賢二

長岡克典

遠藤正紀

羽生田智

小笠原信吾

阿部哲

八木澤陽

池田徳博

脇山拓

日詰直史

佐藤充崇

東海林寛子

尾形稔

犬塚晴夫

加藤栄  
新井野裕司  
伊原茂  
藤井正寿  
渡辺倫子  
橋本一馬  
第1事件原告●●●(ただし、●●●訴訟承継人として)並びに第2事件及び第3事件原告ら訴訟代理人弁護士兼第1事件原告ら(ただし、●●●訴訟承継人としての●●●を除く。)訴訟復代理人弁護士 渡辺麻里  
第1事件、第2事件及び第3事件原告ら訴訟復代理人弁護士 渡邊大貴  
新田泰三  
黒金一  
遠藤直樹  
石原栄一  
加賀谷達郎  
佐藤尚志  
坂下裕一  
大塩慧  
猪俣啓介  
満尾直樹  
長谷川亮輔  
第1事件原告●●●(ただし、●●●訴訟承継人として)及び第2事件原告ら訴訟代理人弁護士 井野明梨  
第1事件及び第2事件原告ら訴訟復代理人弁護士 近藤明彦  
荒木真名  
稲毛正弘  
二宮淳悟  
門馬義昭  
岡本卓大  
館山史明  
大田陸介  
増田悠作  
関夕三郎  
第1事件原告ら(ただし、●●●訴訟承継人としての●●●を除く。)訴訟代理人弁護士 森川真樹  
徳重充  
木村献  
第1事件原告●●●(ただし、●●●訴訟承継人として)訴訟代理人弁護士 富田隼  
第1事件原告ら訴訟復代理人弁護士 遠藤達雄  
中田太郎  
松浦麻里沙  
第3事件原告ら訴訟代理人弁護士 横山由秀  
阿部則裕  
以上  
<被告東電関係>  
第1事件、第2事件及び第3事件被告東電訴訟代理人弁護士 棚村友博  
朝田規与至  
岡内真哉  
田汲幸弘  
田中秀幸  
中川明子  
奥原靖裕  
永岡秀一  
青木翔太郎  
小尾重樹  
長井沙希  
川島郁  
松浦克樹  
第1事件及び第2事件被告東電訴訟代理人弁護士 水谷幸治  
船橋玲  
第1事件及び第2事件被告東電訴訟復代理人弁護士 古川和典  
長木裕史  
上野潤一  
江黒早耶香  
小林優嗣  
河西薫子  
塚本弥石

第1事件被告東電訴訟代理人弁護士 今田瞳  
第3事件被告東電訴訟代理人弁護士 古川和典  
長木裕史  
上野潤一  
江黒早耶香  
小林優嗣  
河西薫子  
塚本弥石  
以上

<被告国関係>

第1事件、第2事件及び第3事件被告国指定代理人(省略)  
第1事件及び第3事件被告国指定代理人(省略)  
以上

別紙3

別紙4 福島第一原子力発電所 配置図(省略)

別紙5 (省略)

別紙6 三陸沖北部から房総沖の評価対象領域(省略)

別紙7 被告東京電力が原告らに対して実施した賠償の状況について(平成31年3月4日時点)(省略)